


障害福祉サービス事業所等の 防災計画策定について



令和3年度 集団指導
札幌市障がい福祉課

SAPP_00

障害福祉サービス事業所等において 策定する必要がある防災計画等

計画名称	非常災害対策計画	避難確保計画	業務継続計画 (BCP)	消防計画
対象となる 事業所	全ての 入所・通所系 事業所	浸水想定区域内・ 土砂災害警戒区域内 に立地する 入所・通所系事業所	全ての障害福祉 サービス事業所等	要件を満たす 入所・通所系 事業所
対象となる 災害	想定される 災害全て	風水害 土砂災害	自然災害 感染症のまん延 テロ等の事件 など	火災
計画策定 以外に 必要な措置 (主なもの)	・訓練、防災教育 の実施	・札幌市障がい福祉課 への報告 ・訓練、防災教育の 実施	・従業員への周知 ・研修・訓練実施 ・定期的な見直し	・札幌市消防局へ の報告 ・消防訓練の実施

非常災害対策計画①（概要）

●非常災害対策計画とは

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。

●対象事業所

- ・入所系事業所（障害者支援施設、共同生活援助、短期入所、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、障害児入所施設）
- ・通所系事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、児童発達支援・医療型児童発達支援（児童発達支援センター含む）、放課後等デイサービス）

●計画に盛り込む項目（例）

- ・施設の立地条件
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難場所、避難経路、避難方法
- ・関係機関との連携体制 など
- ・災害に関する情報の入手方法
- ・避難を開始する時期、判断基準等
- ・災害時の人員体制、指揮系統

※ 計画の策定に加え、消火訓練・避難訓練等の訓練や定期的な防災教育（研修）を行う必要がありますので、必ず実施してください。

※ 北海道作成「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（改訂版）」より引用

非常災害対策計画②（参考資料）

●計画策定の参考となる資料

(1) 北海道HP「社会福祉施設等に係る防災・防犯対策について」

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/bo
usaibouhan.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/bo
usaibouhan.html)



(2) 北海道作成「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の
手引き(改訂版)」

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/3/6/8/4/7/7/_/tebiki.pdf

※(1)のページ内に(2)へのリンクあり



⇒(2)には、**非常災害対策計画の策定例**も含まれていますので、
未策定の事業所はご活用のうえ、速やかに策定してください。

避難確保計画①（概要）

●避難確保計画とは

水害や土砂災害が発生する恐れがある場合における、施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

●対象事業所

洪水ハザードマップの「浸水想定深50cm以上の区域」、
又は 土砂災害マップの「土砂災害警戒区域」に所在する以下の事業所

- ・ 入所系事業所（施設入所支援、共同生活援助、短期入所、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、障害児入所施設）
- ・ 通所系事業所（療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、児童発達支援・医療型児童発達支援（児童発達支援センター含む）、放課後等デイサービス）

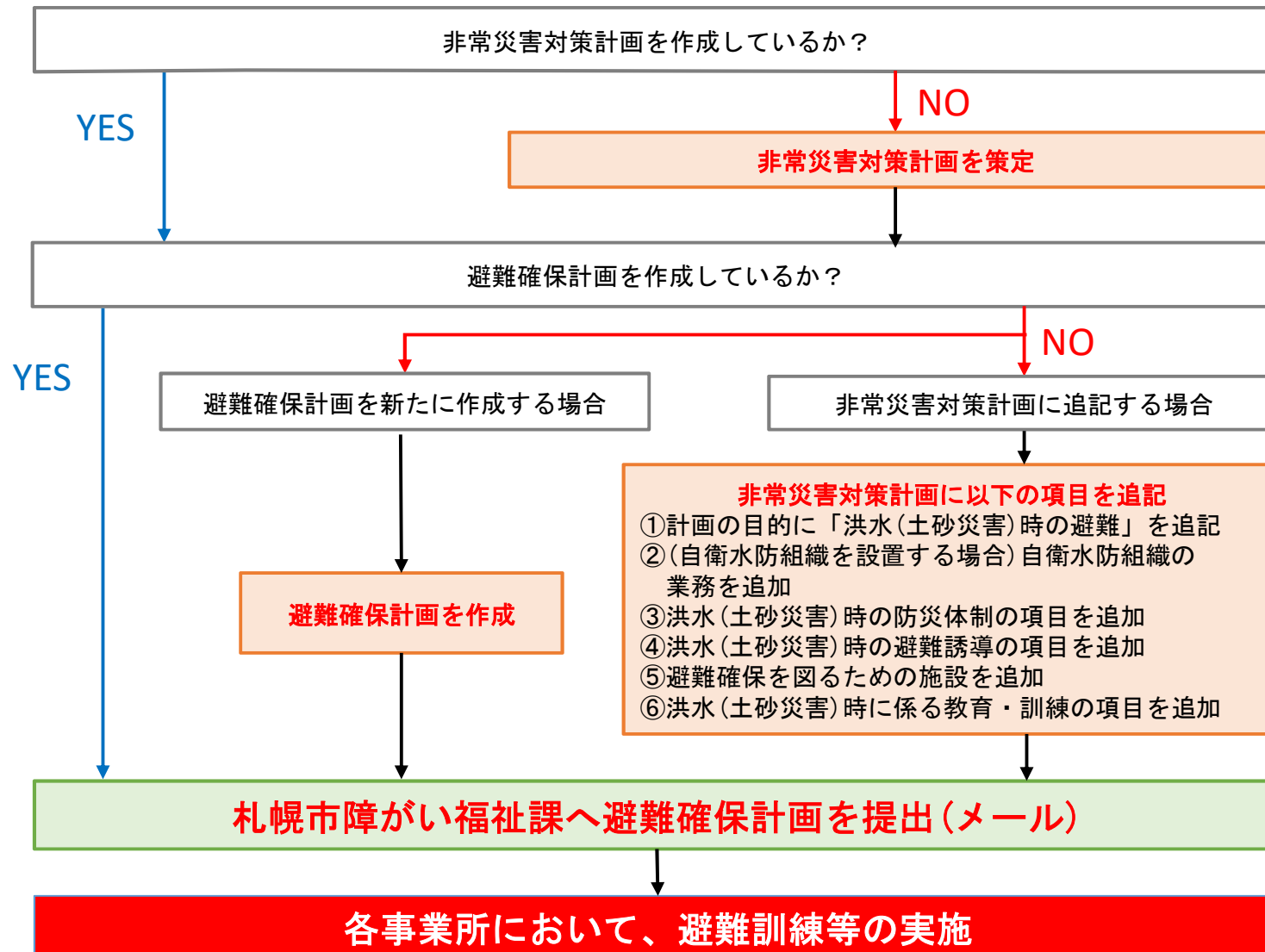
●計画に盛り込む項目

「非常災害対策計画」とある程度共通 ⇒ 未策定の場合は、次ページを参照

※ 計画策定・変更時には、札幌市障がい福祉課への報告（メール）が必要です。

※ 計画の策定に加え、避難訓練等の必要な訓練や防災教育を行う必要がありますので、必ず実施してください。

避難確保計画②（非常災害対策計画との関係）



避難確保計画③（参考資料）

●計画策定の参考となる資料

(1) 札幌市HP「洪水時における地下施設・要配慮者利用施設への対策について」

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/hinankakuhosinsuibousi.html>

※避難確保計画の詳しい内容は、上記HP内の

「**要配慮者利用施設の避難確保計画作成要領(PDF)**」に記載されています。



(2) 札幌市HP「札幌市地図情報サービス」

https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html

※洪水ハザードマップ・土砂災害マップを閲覧できます。



⇒(1)には、**避難確保計画のひな型**も含まれていますので、対象区域に所在し、計画未策定の事業所はご活用のうえ、速やかに策定してください。

避難確保計画④（計画策定時の報告先）

避難確保計画を策定・変更した場合は、策定(変更)した避難確保計画に「避難確保計画作成(変更)報告書」を添付し、札幌市障がい福祉課にメールでご報告ください。

- ・ 札幌市HP「避難確保計画作成(変更)報告書」 [ワード形式]

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/documents/hinankakuho_houkokusyo.doc



- ・ 報告先メールアドレス(札幌市障がい福祉課運営指導係)

uneishidou@city.sapporo.jp



業務継続計画（BCP）①（概要）

●業務継続計画（BCP）とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示したものです。（BCP：Business Continuity Plan）

●対象事業所

全ての障害福祉サービス等事業所

●計画作成のポイント

①正確な情報集約と判断ができる体制を構築

全体の意思決定者の決定、各業務の担当者の決定、関係者の連絡先・連絡フローの整理

②自然災害対策を「事前の対策（今何をしておくか）」と「被災時の対策（どう行動するか）」に分けて、同時にその対策を準備

③業務の優先順位の整理

※ 法律・条例により、令和6年(2024年)3月31日までに「業務継続計画の策定」、「従業者への周知と必要な研修及び訓練の定期的な実施」及び「定期的な見直し」が義務付けられています。

※ 厚生労働省作成「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」より引用

業務継続計画（BCP）②（参考資料）

●計画策定の参考となる資料

厚生労働省HP「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



⇒上記HPには、**業務継続計画（BCP）のひな型**も含まれていますので、計画未策定の事業所はご活用のうえ、令和6年（2024年）3月31日までに策定してください。

消防計画

施設の用途や規模、収容人員等により、防火管理者等の選任、消防計画の策定等が必要となり、その選任(解任)・策定(変更)の際には、札幌市消防局への届出が必要です。

また、消防計画に基づく自衛消防訓練の実施前には、札幌市消防局へ自衛消防訓練通報書の届出が必要です。

詳しい内容については、下記HPをご参照いただくか、札幌市消防局にお問い合わせください。

●計画策定の参考となる資料

札幌市消防局HP「防火・防災管理に関する届出等」

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/syouboukikannitaisurutodokede.html>

